

# 青梅市と明星大学との連携協力に関する協定書

青梅市と明星大学は、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、産業、教育、文化、まちづくり等の分野で協力し、地域の発展と人材の育成に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、青梅市と明星大学が包括的な連携のもと産業、教育、文化、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

## (協力事項)

第2条 両者は、次の事項について連携協力する。

- (1) 産業振興に関すること
- (2) 教育・文化・スポーツの振興・発展に関すること
- (3) 人材育成に関すること
- (4) まちづくりに関すること
- (5) その他両者が協議して必要と認める事項に関すること

## (期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了日の1月前までに、青梅市と明星大学のいずれからも更新しない旨の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## (その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、青梅市と明星大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印の上、各自がその1通を保有する。

平成17年5月16日

青 梅 市 長 竹 内 俊 夫

明星大学 学長 氏 原 淳 一